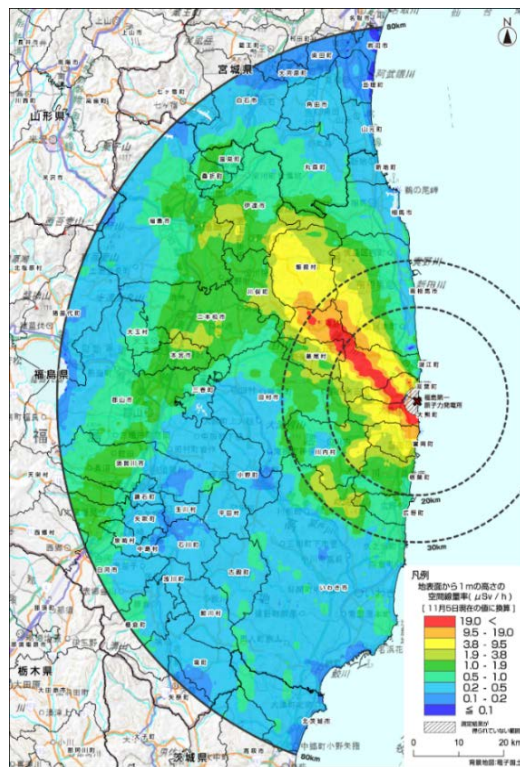


# 福島復興の概況

令和3年3月  
復興庁

# 空間線量率の推移

- 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約80%\*減少。福島県内の空間線量率も、海外主要都市とほぼ同水準に。



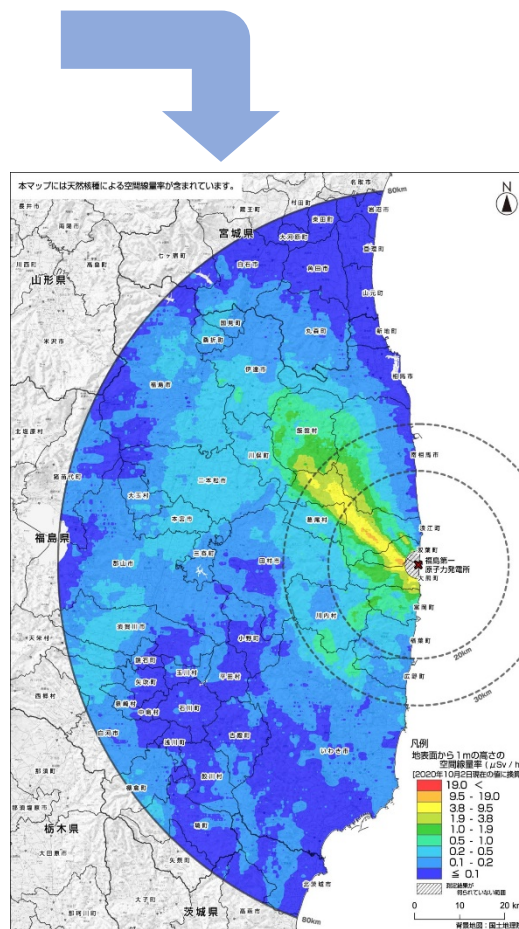
2011年11月時点

最新のデータはこちら

放射線モニタリング情報

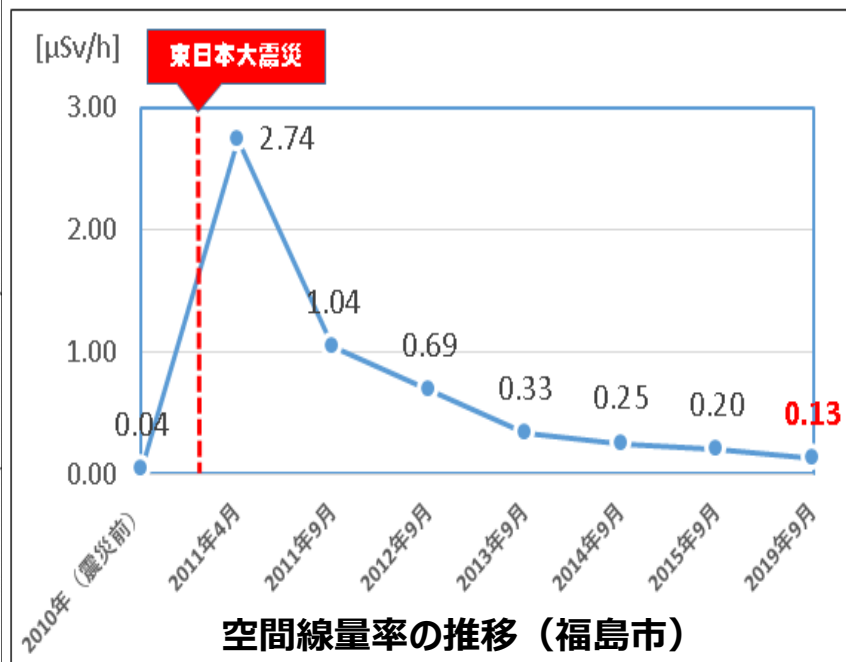
検索

<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>



2020年10月時点

(例) 福島市の空間線量率は、震災直後に比べ**20分の1**以下に低下



空間線量率の推移 (福島市)


出典：原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

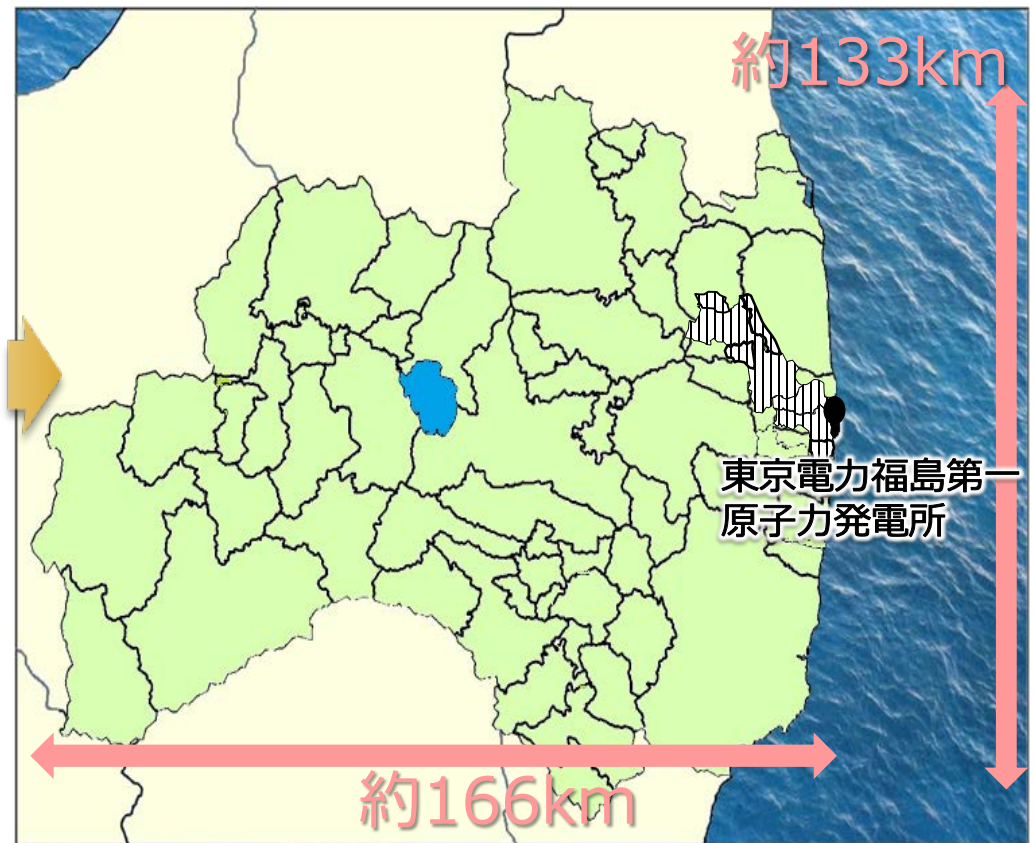
：空間線量率の推移 (福島市) については「ふくしま復興のあゆみ (第26版)」を基に復興庁作成

# 福島県の避難指示区域の状況

- 福島県の避難指示区域は、日本国土で換算すると0.09%（県全体面積の約2.4%）。
- 県全体面積の約97.6%では通常の生活が可能。



避難指示区域 凡例	
	帰還困難区域（立ち入り原則禁止、宿泊禁止）



令和2年4月時点 出典：福島県、原子力被災者生活支援チーム資料を基に復興庁作成

# 福島県15市町村の概要

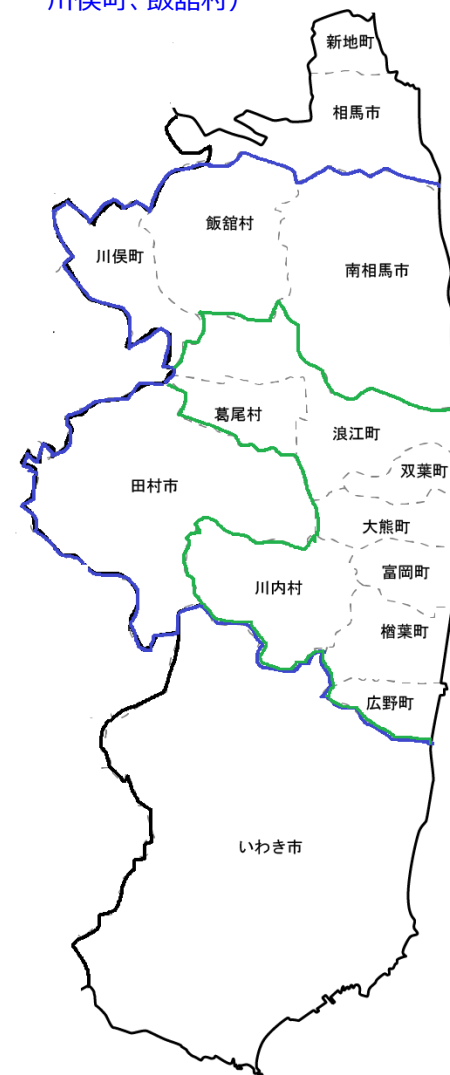
2021年2月26日

市町村名		帰還困難区域の有無	帰還困難区域以外 <sup>1</sup> の避難指示の状況
ふたばぐん 双葉郡	ひろのまち 広野町	—	※旧緊急時避難指示準備区域（平成23年9月解除済み）
	ならはまち 楡葉町	—	平成27年9月5日に解除済み
	とみおかまち 富岡町	○R2.3.10一部解除	平成29年4月1日に解除済み
	かわうちむら 川内村	—	平成26年10月1日に一部解除 平成28年6月14日に全域解除済み
	おおくままち 大熊町	○ R2.3.5一部解除	平成31年4月10日に解除済み
	ふたばまち 双葉町	○ R2.3.4一部解除	令和2年3月4日に解除済み
	なみえまち 浪江町	○	平成29年3月31日に解除済み
	かつらおむら 葛尾村	○	平成28年6月12日に解除済み
たむらし 田村市	—	平成26年4月1日に解除済み	
みなみそうまし 南相馬市	○	平成28年7月12日に解除済み	
だてぐん 伊達郡	かわまたまち 川俣町	—	平成29年3月31日に解除済み
そうまぐん 相馬郡	いいたてむら 飯舘村	○	平成29年3月31日に解除済み
	しんちまち 新地町		—
そうまし 相馬市			—
いわき市			—

【15市町村地図】

緑：双葉郡8町村

青：原子力災害被災12市町村  
（双葉郡8町村、田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村）



# 生活環境整備の状況

○ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に**帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備**に取り組んでいる。

## 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町  
24時間体制で地域の中核的な医療を担う  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町  
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設



## 住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成  
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数455戸うち423戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

## 交通機関等

- 〔JR常磐線〕  
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設
- 〔常磐自動車道〕  
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕  
2019年12月 「相馬IC～相馬山上IC」開通  
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通



Jヴィレッジ駅開業式



イオン浪江店

## 教育

- 小中学校再開：10市町村再開済
- 新規開校等：
  - 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
  - 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
  - 2021年4月 「川内小中学園」開校予定



ふたば未来学園中学校  
開校式

凡例	
	帰還困難区域
	帰還困難区域のうち 中間貯蔵施設用地
	帰還困難区域のうち 特定復興再生拠点区域
	旧避難指示区域

## 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 楡葉町 楡葉北産業団地  
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 一部供与開始
- 2021年4月 川内村 田ノ入工業団地  
「大橋機産」稼働予定 ※工業団地内3件目

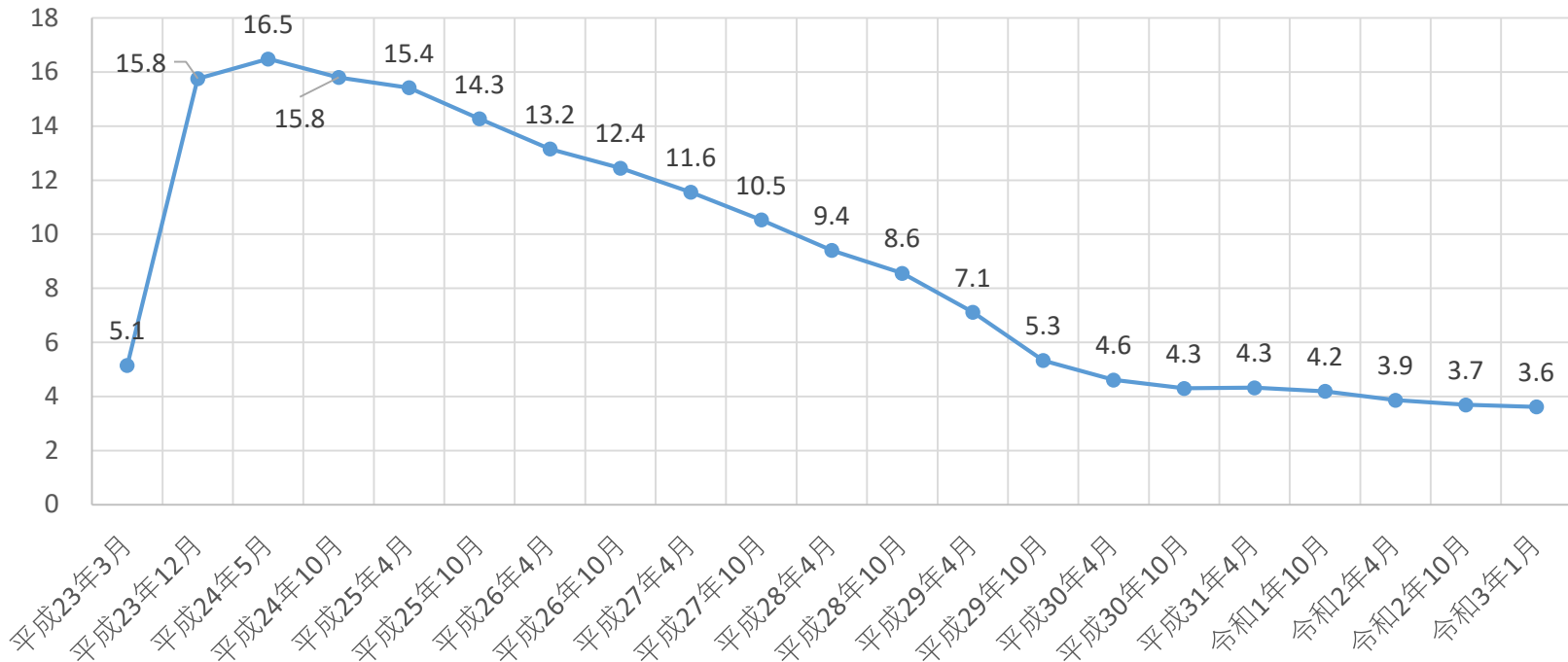
## 買い物

- 2019年6月 大熊町「ヤマザキショップ大川原役場前店」開設
- 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開設
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開設
- 2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開設

# 県全体の避難者数と居住者数

- 福島県全体の避難者は3.6万人（令和3年1月時点）。ピークは平成24年5月の16.5万人。
- 避難指示が解除された区域全体の居住者は徐々に増加。約0.4万人（H29.4）→ 約0.9万人（H30.4）→ 約1.4万人（R2.10）（住民基本台帳人口は約6.8万人）

○福島県全体の避難者数



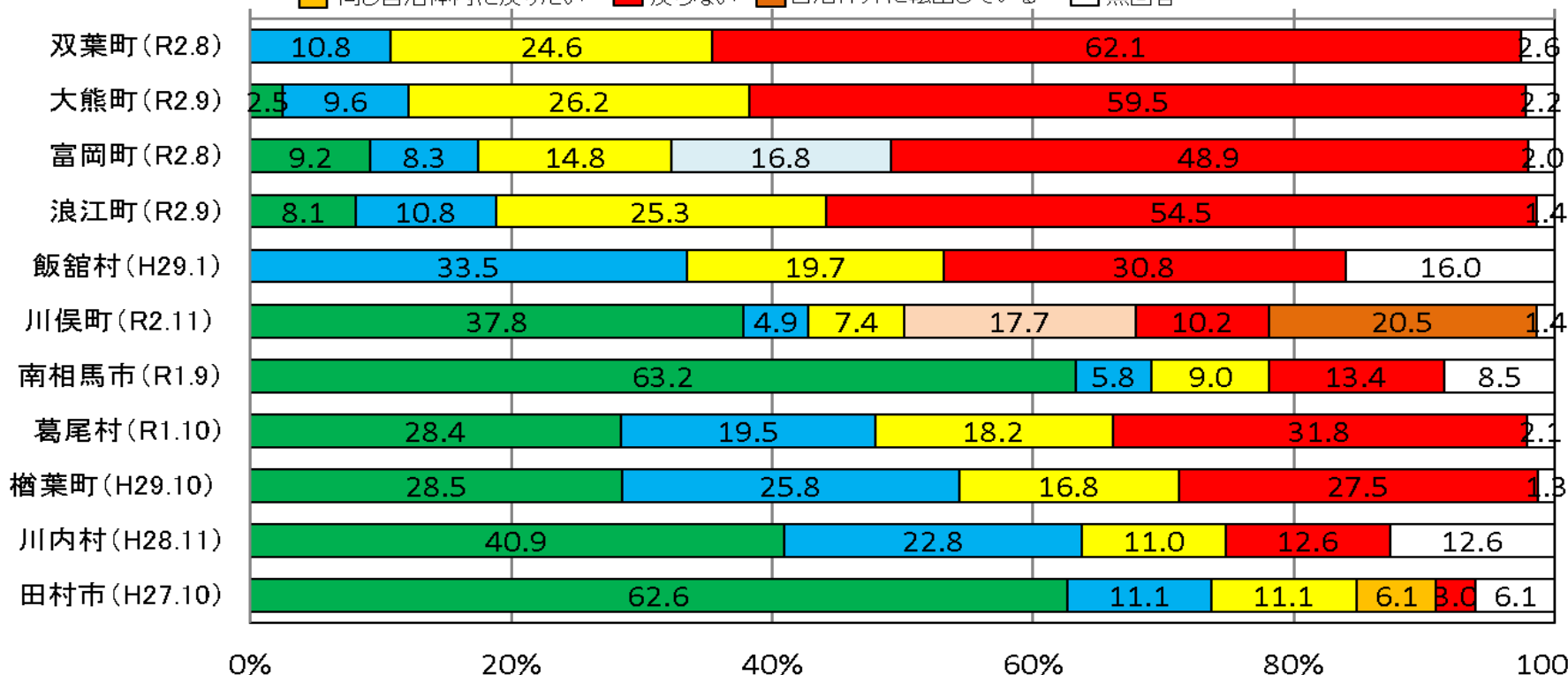
※令和2年3月時点の避難指示区域からの避難対象者：約2.2万人（7市町村）  
（避難指示区域設定時（平成25年8月）は約8.1万人）

# 住民意向調査

○ 住民意向調査では、「まだ判断がつかない」が最大3割程度、「戻らない」も最大6割程度。

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）

【凡例】  
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない  
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※「令和2年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果(概要)」(令和3年2月19日復興庁公表)を基に作成。(南相馬市・葛尾村は令和元年度、楢葉町は平成29年度、飯館村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結果を使用。)

※( )内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

# (参考) 避難指示解除地域に係る経緯 (避難指示の設定とこれまでの避難指示解除)

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月

- 警戒区域 (福島第一から半径20km)  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域 (放射線量が20mSv/yを超える区域)  
【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域 (福島第一から半径30km)  
【避難の準備、立入可、宿泊可】



「冷温停止状態」  
の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施

- 帰還困難区域 (放射線量が50mSv/yを超える区域)  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域 (放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域)  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域 (放射線量が20mSv/y以下)  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

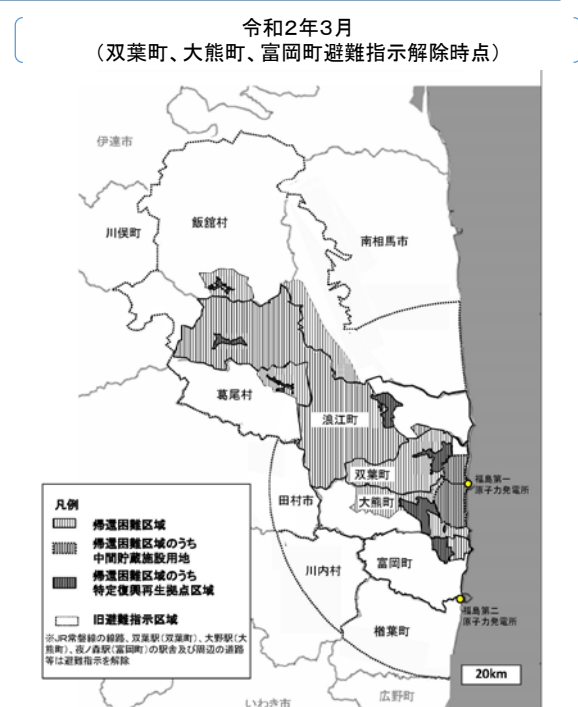
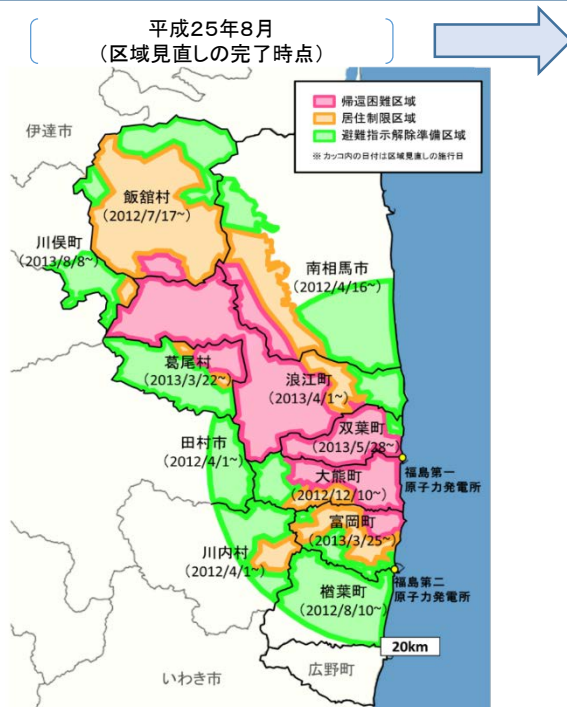
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み(面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み)。





# 特定復興再生拠点区域の整備

- 帰還困難区域を有する6町村では特定復興再生拠点区域が設定され、総理が認定した計画に基づき、除染やインフラ整備等を推進。**2022年春（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春（富岡町、浪江町、飯館村）の避難指示解除目標**の達成に向けて、町村、県、国による進捗管理を行っているところ。
- 避難指示解除はまちづくりの出発点。居住人口を確保するため、帰還環境整備に加え、新たな住民の呼び込みや住民の生きがいがづくりが課題。**今後、移住・定住の促進と併せて、まちの賑わい創出、地域コミュニティ再生、営農再開等に資するソフト的な取組を強化することが必要**である。

## <双葉駅周辺地区の整備状況>



(2019年10月)

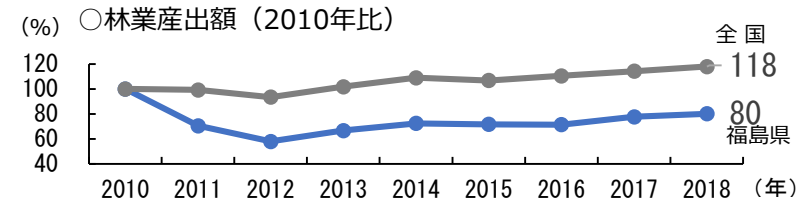
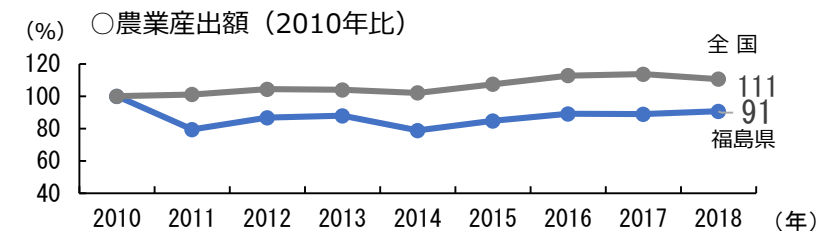
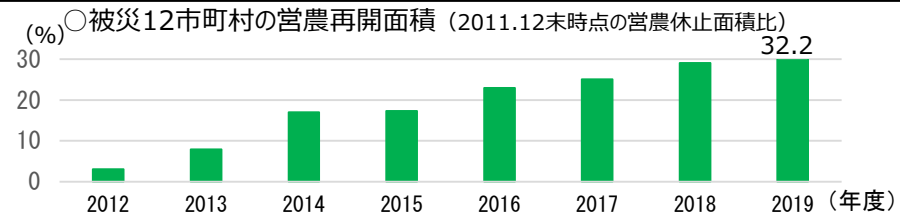
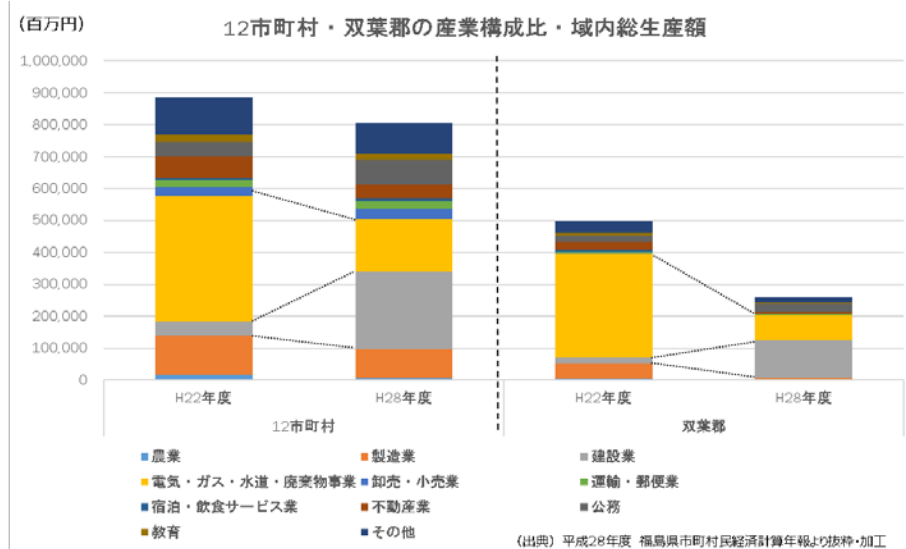
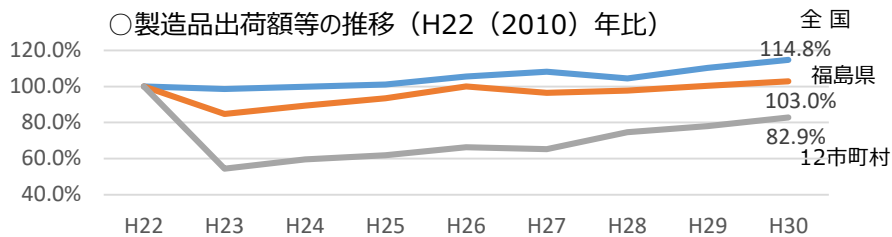


(2020年12月)

# 産業・生業の再生

## 福島県の製造品出荷額等や農林水産業は回復途上。

- (現状) ・ **製造品出荷額等**は、県全体では震災前以上に回復したが、全国と比して低調。**12市町村では8割程度**の状況。  
 ・ 「福島相双復興官民合同チーム」により、これまで約5,400の商工業者及び約2,100の農業者を個別訪問（令和2年12月時点）  
 ・ 原子力災害被災12市町村の**営農再開面積は、震災前の32%**（令和元年度時点）。  
 ・ 福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。**沿岸漁業等の水揚量は震災前の14%**（令和元年時点）。
- (課題) ・ 電気等や建設分野に留まらない、**新たな産業基盤の構築と、これを支える人材の確保**。  
 ・ 営農再開の加速化、放射性物質対策と一体となった森林整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復。



# 福島イノベーション・コースト構想

## 浜通り地域等に新たな産業基盤等の構築を目指す

- **廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、医療関連、航空宇宙**の分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援
  - ー 福島ロボットテストフィールドが令和2年3月末に全面開所
  - ー 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において令和2年3月に水素の製造・出荷を開始
- 東日本大震災・原子力災害伝承館が令和2年9月20日に開館（情報発信拠点）
- 令和2年9月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、**実証フィールドとしての環境整備も進展**。
- 本構想をさらに発展させるため、昨年12月に策定した国際教育研究拠点の整備に関する基本的な方針において、**創造的復興の中核拠点として国際教育研究拠点の新設を決定**。令和3年度に本拠点に関する基本構想を策定。

### 農林水産業

ロボットトラクタの開発及び実証  
(南相馬市)



ドローンを活用したスマート農業実証  
(南相馬市)



主な拠点、プロジェクト等

東日本大震災・原子力災害伝承館  
(双葉町) (福島県運営)



### ロボット

福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市、浪江町) (福島県運営)



### エネルギー

福島水素エネルギー  
研究フィールド  
(浪江町) (NEDO運営)



### 廃炉

廃炉関連施設 (日本原子力研究開発機構運営)

- ① 大熊分析・研究センター (大熊町)
- ② 廃炉国際共同研究センター (富岡町)
- ③ 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)



大熊分析研究センター



廃炉国際共同研究センター



楡葉遠隔技術開発センター

## 国際教育研究拠点設置の趣旨

福島復興再生特別措置法に位置づけられた福島イノベーション・コースト構想の規定を踏まえ、福島の復興・創生を政府のイニシアティブで長期にわたってリードするため、以下の実現を図る観点から、「**創造的復興の中核拠点**」として、**国際教育研究拠点を新設**する。

- ① 国内外の英知を結集して、福島**の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成**を行う
- ② 発災国の国際的な責務としてその経験・成果等を**世界に発信・共有**する
- ③ ①②から得られる知を基に、**日本の産業競争力の強化**や、日本・世界に共通する課題解決に資する**イノベーションの創出**を目指す

## 新拠点の全体像

### 機能

既に立地している**研究施設等との一体的な運用**を図りながら、**自ら以下の研究開発機能と人材育成機能を有する**。

#### (1) 研究開発機能

- 基礎研究も対象としつつ、これまでの**分野縦割りの研究では解決が困難であった課題**に対して、新たに、**技術・手法等を学際的に融合**させて取り組み、**社会実装・産業化**を実現し、**産業構造・社会システムの転換**に繋げる。
- 研究分野は、①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信、を想定。**政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等**を図りつつ更に具体化。

#### (2) 人材育成機能

- **大学院生等**（連携大学院制度の活用）、**小中高校生等**（高等教育につながる連続的な人材育成体制の構築）、**地元企業等**（共同研究）を対象とする**人材育成**を推進。他の研究機関等と連携して、**研究開発・実証を担う人材**を集積・育成。

### 組織形態等

- **国が責任を持って新法人を設置**し、その形態は国立研究開発法人を軸に検討。
- **関係省庁が参画**する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で、既存施設との整理等を行い、**令和3年秋までに新法人の形態を決定**。

### 研究環境の整備等

- **実証フィールド**を最大限活用。
- 他の地域では出来ない実証を可能とするための**規制改革を推進**。
- **データ重視**の研究を推進（**DX**に対応した体制構築を含む）。
- **若手や女性研究者**が活躍しやすい魅力ある研究環境、人材育成体制等を整備。
- 民間企業等からの積極的な**投資促進**。
- **多様な機関と密接に連携**するための組織等を構築。
- **まちづくり及びそれと連動した研究環境**の整備を推進。

## 新拠点の立地・今後の工程

- 既存施設との連携等を踏まえつつ、地元自治体の意見等を尊重して、避難指示が出ていた地域を基本として選定。
- **令和3年度に、新拠点に関する基本構想**を策定。

# 東日本大震災・原子力災害伝承館

- 平成28年8月に双葉町への立地を決定。平成29年3月に「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想」を策定し、平成29年度より施設設計に着手、平成30年度に着工。令和2年9月20日に開館。
- 福島県だけが経験した、複合災害の記録と教訓を後世に伝えるとともに、復興に向けて力強く進む福島県の姿や、これまでの国内外からの支援に対する感謝の思いを発信することを目的とする。
- 令和3年2月時点で、入館者は約3万5万人。

## ■ 館長

高村 昇 (たかむら のぼる) 氏  
(長崎大学原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野教授)

## ■ 事業で目指すもの

1. 収集・保存  
関連資料の収集・保存、オーラルヒストリー等
2. 調査・研究  
原子力防災などの充実・強化、専門分野の人材育成
3. 展示・プレゼンテーション  
福島の「光と影」を伝え、今とこれからのプレゼンテーション
4. 研修  
原子力災害の経験に基づく研修プログラム提供

## ■ 所在地

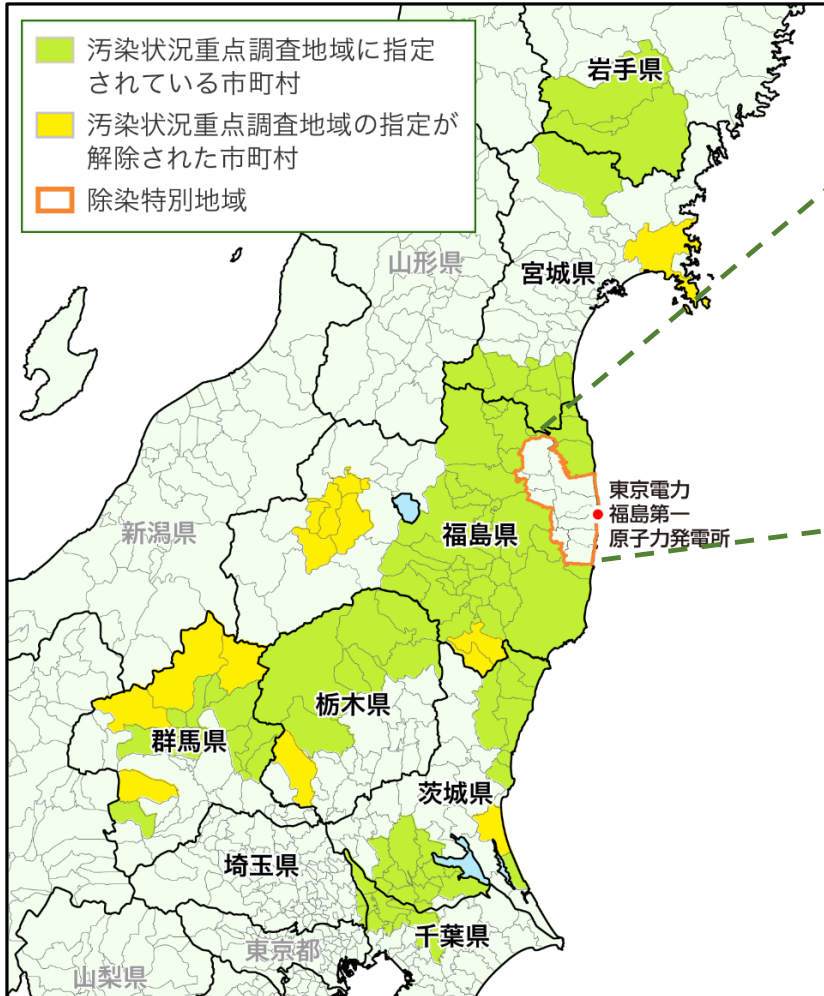
双葉郡双葉町中野地区内  
(復興祈念公園、双葉町産業交流センターと隣接)



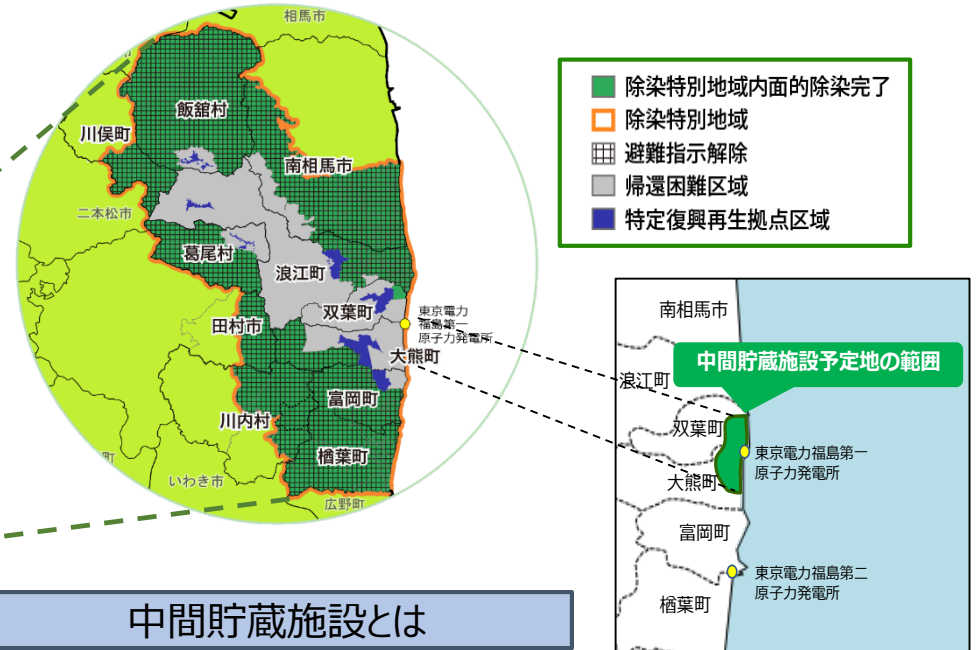
# 除染の進捗、中間貯蔵施設の状況について

- 2018年3月19日までに、**帰還困難区域を除き**、8県100市町村の全てで**面的除染が完了**。  
(帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域の整備の中で除染を実施中。)

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞



＜除染特別地域（国直轄除染）→2017年3月迄に面的除染完了＞



- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設。
- 県内除去土壌等の輸送対象物量は、**約1,400万m<sup>3</sup>（'19.10時点推計）**。輸送開始（'15.3）から累計で約1,038万m<sup>3</sup>（約74%）を**輸送**（'21.1末）。
- 2021年度までに**、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の**概ね搬入完了を目指す**。

# 移住・定住等の促進

## 移住・定住等の促進の背景

居住人口の増加やまちの賑わいの再生、自治体の持続的な行財政基盤の確保にも資するよう、帰還促進に加えて、復興を担う新たな人材の確保等、福島の復興・再生を支える新たな活力の呼び込みが必要。

福島特措法を改正し、帰還の促進に加え、新たな住民の移住・定住の促進や、関係人口の拡大に資する施策を追加。

## 新規予算事業：福島再生加速化交付金に新たに柱立て

### 1 自治体支援

福島県及び12市町村の創意工夫を生かした事業に対して支援。

(事業費上限額 原則：福島県 8億円、市町村 4億円)

<事業イメージ>

- 移住に関心の高い層や移住希望者への情報発信や相談窓口の体制整備
  - 移住者のための住まいの確保
  - コワーキングスペースの整備や国内外の企業誘致
  - まちづくり会社等への外部人材の確保
- 等

### 2 個人支援金

12市町村への移住等に関心のある個人を直接後押しするため、個人向けの支援金を支給。

#### (1) 移住支援金

福島県外から12市町村に移住し、就業した者に対して支給 (最大200万円(単身者は最大120万円))。

#### (2) 起業支援金

(1)に加え、12市町村に移住する者が起業する場合に必要な経費を支給 (最大400万円)。

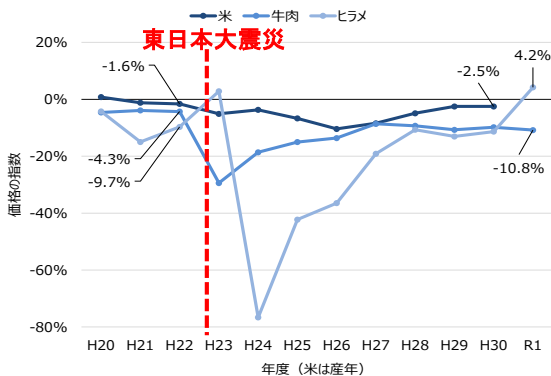
# 風評払拭・リスクコミュニケーション

- 福島県農産物等の価格は、震災直後、全国平均を大きく下回る状況となったが、その後、徐々に回復。ただし、一部の品目に関しては、震災後に発生・拡大した全国平均との価格差が現在まで固定化している状況。
- 輸入規制措置を講じた54か国・地域のうち、39か国・地域が規制を撤廃、13か国・地域が規制を緩和（令和3年1月時点）。
- 農林水産や観光等における風評の払拭に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」※に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に取り組んでいる。また、諸外国・地域における輸入規制の緩和・撤廃、販路拡大に向けた取組・支援を行う。

## ※「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の三つの観点から、メディアミックスによる効果的な情報発信

- (例)
- ・放射線副読本の学校での活用の促進 等
  - ・流通実態調査を踏まえた流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬の解消 等
  - ・教育旅行の回復に向けた「ホープツーリズム」のさらなる推進 等
- また、風評一般に留まらず、ALPS処理水に係る風評払拭への対応についても、徹底した情報発信を行い、着実に対策を行う。
  - 令和3年度政府予算案においては、効果的な情報発信の更なる強化や福島県内の自治体が行う風評払拭に向けた取組を支援するため、**風評対策予算を本年度の5億円から20億円に増額**。

福島県産品と全国平均との価格差



出典：農林水産省「令和元年度福島県産農産物等流通実態調査」



復興庁ホームページ内のポータルサイト「タブレット先生の福島の今」



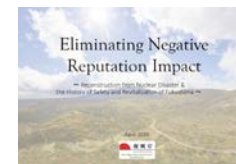
台湾人レポーターを活用した海外向けTV番組



有名人を活用したマンガ



福島の現状や日本の食品の安全性などに関するFAQを主要コンテンツとするポータルサイト（今年度内開設予定）



パンフレット「風評の払拭に向けて」（日、英、中（簡、繁）、韓版）



WEBすぐろく



# 參考資料

# 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

これまでの復興施策の総括を行い、復興・創生期間後(令和3年度以降)における復興事業、事業規模、法制度、組織等の方針について、令和元年12月20日に閣議決定。

## ① 復興事業

- 地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間において復興事業が役割を全うすることを目指す。
- 原子力災害被災地域は、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。  
当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

## ② 事業規模

- 令和3年度から5年間の事業規模は、1兆円台半ばと見込む。  
(平成23～令和2年度の事業規模は、31兆円台前半)

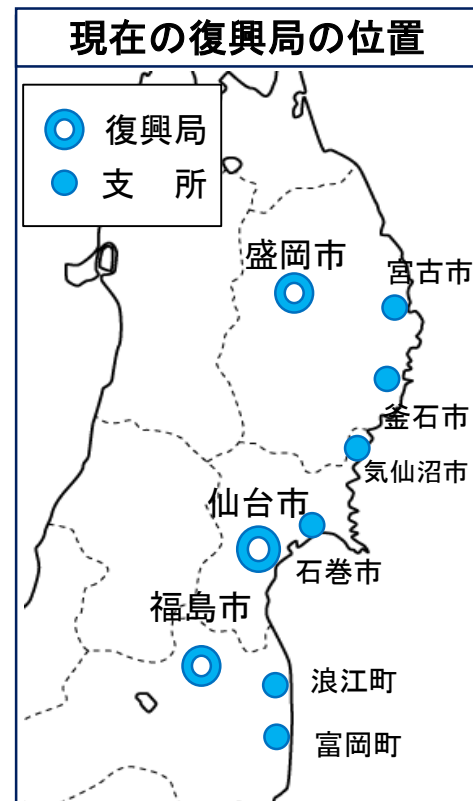
## ③ 法制度

- 復興特区法：規制・金融・税制の特例について、対象地域を重点化。
- 福島特措法：移住促進、農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進。  
風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討。

## ④ 組織（復興庁設置法）

- 復興庁を10年間延長  
(復興大臣の設置、総合調整機能等の現行制度を維持)。
- 岩手復興局・宮城復興局の位置を沿岸域に変更。
- 蓄積したノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能の追加。

⇒ 第201回国会に復興庁設置法等改正法案を提出、6月5日成立



# 復興庁設置法等の一部を改正する法律について （令和2年6月12日法律第46号）

## 背景

地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。  
このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、  
復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必

## 要 復興を支える仕組み・組織・財源

### 1. 復興庁設置法

- 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日）
  - 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置
  - 復興局の位置等の政令への委任
- ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、  
福島復興局は引き続き福島市に設置

等

### 2. 東日本大震災復興特別区域法

- 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、  
対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める）
- 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める）
- 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定）

等

### 3. 福島復興再生特別措置法

- 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加）
- 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等）
- 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等）
- 風評被害への対応（課税の特例を規定等）
- 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合）

等

### 4. 復興財源確保法・特別会計法

- 復興債の発行期間の延長
  - 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長
- ※ 東日本大震災復興特別会計は継続

※施行日：令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

# 福島復興再生特別措置法の一部改正について

## 福島復興再生特別措置法の一部改正

### 背景・必要性

- 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。

### 改正の概要

#### 1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進

##### (1) 帰還促進に加え移住等を促進

帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加

##### (2) 営農再開の加速化

###### ① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み)

福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入

###### ② 6次産業化施設の整備の促進

農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用

###### ③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設

#### 2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

- ① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
- ② (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
- ③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助

#### 3. 風評被害への対応

- ① 風評対策に係る課税の特例を規定
- ② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進

#### 4. 計画制度の見直し

福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画(3系統に分かれる現行計画を統合)を作成し、国がこれを認定

# 令和3年度復興庁概算決定のポイント

令和3年度概算決定額(復興庁所管)：6,216億円 [前年度予算額：1兆4,024億円]

地震・津波被災地域において、被災者支援などきめ細かい取組を着実に進めるとともに、原子力災害被災地域では、帰還環境の整備、生活再建など本格的な復興・再生に向けた取組を行う。これらに加えて、福島はじめ東北地方が創造的復興を成し遂げるための取組を進める。

## 被災者支援：362億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金 (125億円)
- 被災した児童生徒等への就学等支援 (34億円)
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (17億円)
- 仮設住宅等 (22億円)
- 被災者生活再建支援金補助金 (46億円)
- 地域医療再生基金 (54億円) 等

## 住宅再建・復興まちづくり：540億円

住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、住民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を進める必要があることから、災害復旧事業等について支援を継続。

- 家賃低廉化・特別家賃低減事業 (224億円)
- 社会資本整備総合交付金 (77億円)
- 森林整備事業 (47億円)
- 災害復旧事業 (161億円)
- ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業 (1億円) 等

## 創造的復興：132億円

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、上記の取組に加えて、福島イノベーション・コースト構想の推進、国際教育研究拠点の構築、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施。

- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(75億円) **新** 国際教育研究拠点基本構想策定等事業(2億円) **新** 移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)
- 新** 福島県高付加価値産地展開支援事業(52億円) ・「新しい東北」普及展開等推進事業(3億円) 等

※上記のほか、復興庁一般行政経費等(49億円)を計上

## 産業・生業(なりわい)の再生：459億円

水産加工業等へのソフト支援や、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域等における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施。

- 復興水産加工業等販路回復促進事業 (11億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業 (47億円)
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (44億円)
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (215億円)
- 新** 原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化(1億円) 等

## 原子力災害からの復興・再生：4,673億円

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な帰還環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。

- 特定復興再生拠点整備事業(637億円) ・福島再生加速化交付金(721億円)
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業(91億円)
- 中間貯蔵施設の整備等(1,872億円) ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等(768億円)
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施(253億円)
- 風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策(20億円) 等

# 福島復興・再生に向けた令和3年度概算決定のポイント

○さらなる福島復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

## 1. 長期避難者の支援、帰還・移住等の促進等

【1,448億円(1,558億円)】

### ○福島再生加速化交付金 【721億円(791億円)】

地方自治体等に対して、「長期避難者への支援から帰還加速のための環境整備」の施策等を一括して支援することにより、福島のインフラ整備等を実施するとともに、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を推進。

### ○特定復興再生拠点整備事業 【637億円(673億円)】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

### ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【91億円(94億円)】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

## 2. 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり)

【903億円の内数(5,960億円の内数)】

- ・被災者支援総合交付金【125(155)】\*
- ・被災者生活再建支援金補助金【46(101)】\*
- ・社会資本整備総合交付金(復興)【77(1,198)】\*
- ・災害復旧事業【161(1,555)】\*
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業【17(22)】\*
- ・被災した児童生徒等への就学等支援【34(52)】\*
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を活用した被災地復興に向けた情報発信等【1(1)】\*
- ・地域医療再生基金【54(-)】

等

## 3. 安全・安心な生活環境の実現等

【3,177億円の内数(5,919億円の内数)】

### ①汚染廃棄物等の適正な処理 【3,014億円(5,756億円)】

・除去土壌等の適正管理・搬出等【253(566)】

・中間貯蔵施設の整備等【1,872(4,025)】

等

### ②地域の生活環境の改善等 【163億円(163億円)】

・福島県浜通り地域等の教育再生【6(8)】

・鳥獣被害対策:帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4(4)】及び「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」(再掲)の内数

等

## 4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等

【636億円の内数(525億円の内数)】

### ①地域経済の再生等 【494億円(364億円)】

・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【215億円(制度拡充)】

・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【44(16)】

・福島県高付加価値産地展開支援事業【52(新規)】

・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化【1(新規)】

等

### ②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【78億円(70億円)】

・福島イノベーション・コースト構想関連事業【75(69)】

・福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1(1)】

・国際教育研究拠点基本構想策定等事業【2(新規)】

### ③風評払拭・農林水産業・観光関連 【64億円(91億円)】

・福島県における観光関連復興事業【3(3)】

・福島県農林水産業再生総合事業【47(47)】

・風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策【20(5)】

(一部、「福島再生加速化交付金」の内数の再掲) 等

(備考1) 復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、4,673億円(令和2年度予算:7,485億円)。「創造的復興」の総額は、132億円。

(備考2) ※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

令和3年度概算決定  
令和2年度  
当初  
【〇〇(〇〇)】  
※単位:億円

# 令和3年度税制改正のポイント

## 1. 復興特区関係

④(延) (1) 被災地の雇用機会の確保等のための特例措置(復興特区税制) ⇒ **令和5年度末まで延長**

【対象区域】沿岸地域等42市町村 【対象事業者】雇用機会の確保に寄与する事業等を行う者

- ① 機械等に係る特別償却等
- ② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等
- ④ 新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)

## 2. 福島関係

④(新) (1) 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置 ⇒ **創設**

【対象区域】福島国際研究産業都市区域(15市町村) 【対象事業者】イノベ構想の重点6分野のうち、新産業創出等推進事業を行う者

- ① 機械等に係る特別償却等
- ② 避難対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除
- ③ 開発研究用資産に係る特別償却等

④(新) (2) 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置 ⇒ **創設**

【対象区域】福島県内全域 【対象事業者】風評被害が根強く残る農林水産業や観光業等のうち、特定事業活動を行う者

- ① 機械等に係る特別償却等
- ② 特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除

④(新) (3) 福島復興再生特別措置法による被災12市町村における農地の利用集積等の促進のための税制上の所要の措置 ⇒ **創設**

(※福島県が農地集積を行う場合においても、被災12市町村が行う場合と同様の特例が受けられるよう措置)

④(拡) (4) 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合等の特例措置 ⇒ **拡充**(※帰還・移住等環境整備推進法人に名称変更後も特例措置を適用)

## 3. 被災代替資産関係

④(延) (1) 建物・家屋及び土地に係る特例措置 ⇒ **令和7年度末まで延長**(注1)

④(延) (2) 事業用資産に係る特例措置 ⇒ **令和5年度末まで延長**(注2)

④(延) (3) 農用地に係る特例措置 ⇒ **令和7年度末まで延長**

## 4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

④(延) (1) 機構が行う資金の貸付けに係る金銭消費貸借契約書の印紙税の非課税措置 ⇒ **令和7年度末まで延長**

④(延) (2) 機構の事業税の資本割の特例措置 ⇒ **令和7年度末まで延長**

## 5. その他

④(延) (1) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円) ⇒ **令和7年度末まで延長**

④(延) (2) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の免税措置 ⇒ **令和7年度末まで延長**

(※) 住宅ローン減税の被災者向け措置及び直系尊属から住宅取得等資金の贈与を被災者が受けた場合の贈与税の非課税措置については、一般制度と同様の拡充措置。

(注1) 被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置は令和8年度まで延長

(注2) 被災代替資産等に係る特別償却は令和4年度末まで延長

# 東日本大震災発災10年オンライン事業

本年3月に東日本大震災の発災から10年の節目を迎えるに当たり、

- ① 世界各地からの支援に対する感謝と復興しつつある被災地の姿や魅力、将来の展望を国内外に向けて発信し、復興を後押しするとともに、
- ② 復興の取組から得られた教訓・知見を共有し、今後の大規模災害への備えとする。

【「発災10年ポータルサイト」を開設し、関連コンテンツを一元的に発信】

## オンラインシンポジウム

被災地の取組と現状、将来展望の発表により、改めて被災地への関心を高めるとともに、大規模災害を見据えた教訓・知見を発表

### <主な内容>

- ・総理挨拶(予定)、復興大臣(主催者)挨拶
- <第1部:東北の今と未来>
- ・岩手・宮城・福島県知事インタビュー
- ・被災地の方々からの事例報告
- <第2部:教訓・知見の共有>
- ・有識者による教訓・知見発表(※)

(※)有識者に続く若手研究者による震災関連の研究紹介(知見共有+若手研究者の後押し)

## 写真・数値で見る東北の今

- 発災時と現在の姿を写真で比較
- 復興の進捗状況をデータで表示

## フォト/俳句コンテスト

### 【発災10年フォトコンテスト】

復興の軌跡を辿る写真、岩手・宮城・福島の魅力を発信する写真を募集  
(「復興の歩み」部門、「三島の魅力」部門)

→ 受賞作品を本サイトで発表するほか、受賞作品を用いたポスターや交通広告により広く発信

### 【福島復興俳句コンテスト】

福島の農林水産物・観光の魅力を詠む俳句を募集

→ 受賞作品を本サイトで発表するほか、各種イベント等で親しみやすい俳句のリズムで広く発信(風評払拭の一助に)

## 東北の魅力を動画で配信

- 東北の四季と自然、心、世界観
- 常磐線で味わう福島浜通りの魅力

## 感謝・教訓の国内外への多様な発信

- 各国・地域からの支援の紹介とそれらへの多言語での謝意表明
- 在京各国大使館に宛てた謝意表明
- 民間の取組を通じた多様な発信  
例:国際宇宙ステーションから全世界に感謝のメッセージ発信
- 一般国民向け教訓・自治体向け教訓の発信・共有
- 被災地の自然災害の伝承碑紹介

etc

- 上記と併せ、被災地への国内外からのメッセージ紹介

## 教訓を学べる伝承施設紹介

- 震災の実情と教訓を伝承する施設(伝承館、災害遺構、追悼施設等)